

東北・関東大震災（東北地方太平洋沖地震）災害への救援募金について

保育三団体（全国社会福祉協議会全国保育協議会・日本保育協会・全国私立保育園連盟）共同で被災地の保育所や子ども、子育て家庭等を支援するための募金活動を行っており、多くの方々からご協力をいただいております。28日現在、保育関係者から、1,642万1,893円が「保育三団体被災地支援募金」に寄せられています。今回の地震では、津波等の被害により全壊している保育所も多数発生しているという情報も寄せられていますので、ぜひ保育関係者の皆様、会員保育所の皆様のご支援、ご協力をいただきますよう、お願いいたします。

皆様から寄せられました浄財は、今後、保育三団体で取りまとめを行い、被害状況等を勘案し、被災地域の保育関係組織に救援金として配分。被災保育園の施設復旧や保育備品・生活用品等の購入など被災保育園そして子どもたちのために使用させていただきます。また、福島原発の事故に関するものは、東北関東大震災に伴う被害としております。長野県北部地震による被害も発生したことから同様な扱いをさせていただきます。

なおこの度の保育所等の全体の被害状況については、厚生労働省保育課も総力を挙げて、把握に努めていますが、各種報じられているとおり、沿岸部などの被害は甚大な状況であり福島原発の関係で避難を余儀なくされている地域等も含めて、未だ全体の把握には至っていない状況です。当連盟も全保協、日保協と協力しつつ、情報収集に努めております。情報が入り次第、ご報告をさせていただく予定ですが、被災地にある保育所の情報をお持ちの方は、メール（ans@zenshihoren.or.jp）にて情報を寄せていただきますようお願いいたします。

< 保育三団体被災地支援募金 > 振込口座

金融機関：三井住友銀行

支店名：東京公務部（店番号：096）

口座：普通預金 167251

口座名義：「保育三団体被災地支援募金」（ホイクサンダンタイヒサイチシエンボキン）

なお、手数料についてはご負担頂いています。三井住友銀行間であれば、「受取人払い」という手続きで、義援金から差し引くかたちで入金ができるようになっています。当初のご連絡の中で、受取人が手数料を負担するよう読み取れる表現が一部ありましたことをご詫言申し上げますとともに、被災した地域の子どもたちにとって最善のものとなるよう、引き続き保育三団体で取り組んでいきますので、何卒ご理解を下さるようお願い申し上げます。

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関わる 保育三団体被災地支援募金事業 実施要綱

1. 目的

本事業は、名称を東北地方太平洋沖地震保育三団体被災地支援募金事業（以下、「募金事業」という。）とし、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災地域における保育所および保育活動等を支援することを目的とする。

2. 実施主体

募金事業の実施主体は、社会福祉法人日本保育協会、社団法人全国私立保育園連盟、社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会の三団体（以下、保育三団体）とする。

3. 募金の募集

募金の募集は、平成23年3月17日～平成23年4月28日を期間として募集する。ただし、状況に応じ保育三団体で協議のうえ延長することができるものとする。

4. 募金の管理

募金は、社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会が専用の口座を開設して管理することとする。

なお、管理は社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会の他の事業と明確に区分できる方法で行うものとする。

5. 募金の使途

募金は被災地域の保育所、保育組織、および被災地域における保育活動を支援することを目的として行われる次の事業等を主な使途とする。

- (1) 被災した保育施設の補修、再建に関わる費用
- (2) 被災した保育施設が必要とする物品の購入に関わる費用
- (3) 被災地において行われる保育活動及び保育活動を支援する活動で、被災地の保育組織または保育三団体が必要と認めた活動に関わる費用
- (4) 保育三団体が直接実施する事業費、振込み手数料などの事務に関わる経費
ただし、募金総額の5%以下とする。
- (5) その他、保育三団体が必要と認めた事業に要する費用

6. 募金の配分先

募金の配分先は、原則として次のとおりとする。

- (1) 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により災害救助法が適用されている地域のうち、平成23年3月11日～平成23年4月28日までの期間において、被害を受けた保育所が所在する都道府県・指定都市等の保育組織
- (2) その他、上記に準ずる地域で保育三団体が必要と認めたところ

7. 募金の配分決定等

募金の配分決定は、保育三団体のそれぞれの団体を代表する者の合意をもって行うこととする。

平成23年度より公益社団法人へ移行

～ 第48回定期総会報告 平成23年度事業計画（案） 予算（案）承認される ～

第48回定期総会が3月29日（火）全国保育会館において開催されました。100名程の参加のもと、総会開会にあたり、東北・関東大震災の黙祷が行なわれました。

（行政説明）

厚生労働省 今里保育課長より「保育をめぐる国の動向と課題」に関する経過と今後の動向、並びに東北・関東大震災被災状況について説明がなされました。以下は概要

・被災状況について厚労省としても詳細には掴めていない現状である。児童関係施設の被災状況については現在のところ軽微な被災状況のみの報告しかない。大きく被災した児童関係施設については施設自体が津波で流されている等の状況と見られること。

・3月16日に予定されていた幼保一体化WTが延期となった、今、政府として何を優先しなければならないのが現状であるが、原子力発電所の事故もあるため今後の予定について申し上げることはできないが「社会保障と税の一体改革」をどのようにするかは政治判断によるものである。「子ども・子育て新システム」は社会保障の機能強化が目的である。当初の予定では4月中のまとめと6月に閣議決定の予定であったが「社会保障と税の一体改革」会議については3月26日に非公式な会合が行われ少しだが動き出した。与謝野大臣からこの改革はスケジュール通り進めるとの話が出された。枝野官房長官からは優先順位が変わるのであると話されている、しかしながらいつまでも先送りするものではないがこの状況下では政府も意見が収斂できない状況である。

・「幼保一体化」については色々な意見があり「こども園（仮称）」についての保育料や入所に関する選考についてはどのようにするのか、また保育の中に教育が無いなどの議論があった。こうした点を明らかにする必要があり誤解を招かないようにする必要がある。機能強化と質の改善が基本であり議論がいずれ始まれば保育園・幼稚園の考え方の違いや住み分けが出発点になる。

・震災特例については阪神淡路大震災の時もそうであったが弾力的に対応する特例を出す。このような緊急事態においても子どもに必要な保育を継続的に行うという児童福祉の観点から、柔軟かつ弾力的な制度運営が必要になるため今後各自治体宛に今後生じる可能性のある事項についてのQ&Aを配布し対応する。

（平成23年度事業計画（案） 予算（案））

第1号議案 平成23年度事業計画（案）について平野常務、各部・委員会代表、事務局から説明が行われ、

第2号議案 平成23年度予算（案）については財務部長、事務局より説明の後、第一号議案・第二号議案が一括提案され採決については議案ごと挙手多数をもって承認されました。

(情勢報告)

情勢報告として菅原常務理事より「東北・関東大震災に遭遇し、全国民がその復興に立ち上がる～その中で新システム構築の重要性について～」について説明が行われました。以下概要

・東北・関東等を含め震災の被害に遭われた地域へは、我々組織を上げて支援をしたいことを先に申し述べたい。

・WTについては延期となっている。4月に幼保一体化と基本制度 WT を各2回行う話が出ている。保育の質の向上については一日も早い実現に向けて、政権が変わっても継続議論させるように我々が努力する。国会も1か月は延長されると思われるが積極的に勧めなければならない。

・当面は2万人を超える待機児童がいる状況を解決する方向で向かわなければならない。

・社会保障と税の一体改革については財源確保に向けた取り組みであり、復興とともに将来に向けた社会保障の構築を早急に取組む必要があることに代わりはない。保育の質をあげる財源については政府に具体的な考えを示さなければならない運動に取組んでいく。保育の質の向上とナショナルミニマムについては絶対に成功させなければならない。

・市場主義を基本とする企業参入の規制については余剰金の使用についてはあくまで福祉、公益公共事業に制限すべきである。

・ワークライフバランスの向上については育児休業給付現行の50% 60%への引上げ試算を提起する。

・こども指針(仮称)の策定については密接な議論がされている。国・市町村にステークホルダー制度化を図ること等も今後重要な点。新システムの実現に向けて財源確保と質の向上に向け保育3団体含め引き続き頑張ることをお伝えします。

(公益社団法人移行認定について)

木村公益委員長、事務局より公益社団法人移行認定について3月22日に内閣総理大臣名により「認定証」が通知されたことが報告されました。平成23年4月1日登記、全私保連は「公益社団法人」となります。

第48回 全国私立保育園連盟定期総会 特別決議採択

上記総会において、第3号議案として東北・関東大震災に関する被災状況と救援募金等について事務局より「特別決議(案)」が提案され、挙手多数をもって承認されました。

第48回 全国私立保育園連盟定期総会 特別決議(案)

3月11日に東日本を中心として発生した大震災(東北地方太平洋沖地震)は未曾有の被害をもたらし、震災の影響の広がりには未だ予断を許さない状況である。多大な悲痛と悲嘆に見舞われた事態であるが、いまこの国家的危機に対して、われら全国の民間保育園は一丸となり、子どもたちの将来のため、子どもの最善の利益を求めた歩みを決して留めることなく立ち向わなければならない。

震災からの一日も早い復興と更なる発展を願い、本連盟第48回定期総会において下記を緊急に提起する。

一、われらは、本連盟基本綱領の精神のもと、全国の組織並びに会員の団結を強め、民間事業の特性を發揮しつつ相互連携・協力により被災地域の保育園の支援と復興のため寄与する。

一、われらは、上記の遂行のため、公立保育所をはじめ様々な保育事業及び関係機関と協力を進め取り組む。

一、われらは、一日も早い復興を目指して、被災地域のすべての子どもの安全と安心のため必要なあらゆる方法を駆使し尽力する。

一、われらは、震災に屈することなく、この国の子どもたちの未来のため、将来の安定した社会の一日も早い構築・実現に向けて諸団体と相携えて、推進的役割を遂行する。

以上決議する。

平成23年3月29日
第48回 全国私立保育園連盟定期総会

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAXを停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp